

公益財団法人愛知県消防協会評議員会運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人愛知県消防協会（以下「協会」という。）の評議員会の運営について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）及び公益財団法人愛知県消防協会定款（以下「定款」という。）の定めに基づき、必要な事項を定める。

第2章 評議員会の招集の手續等

(招集の手續)

第2条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項があるときは、その事項
- (3) 評議員会の目的である事項に係る議案の概要

2 前項の規定にかかわらず、法人法第180条第2項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、その評議員は前項各号に掲げる事項を定めるとともに、次条に定める招集の通知をしなければならない。

(招集の通知)

第3条 評議員会を招集するには、前条第2項の場合を除き、会長は評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して書面でその通知をしなければならない。

- 2 会長は、前項の書面による通知に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を发出することができる。
- 3 前2項の通知には、第2条第1項各号に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

(招集手續の省略)

第4条 前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員全員の同意があるときには、招集の手續きを経ることなく開催することができる。

第3章 評議員会の議事

(評議員会の決議事項)

第5条 評議員会は、法人法並びに定款に定める次の事項を決議する。

- (1) 評議員、理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 評議員、理事及び監事に対する報酬並びに費用の支給基準
 - (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
 - (4) 定款の変更
 - (5) 残余財産の処分
 - (6) その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項
- 2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、当該評議員会に係る招集通知に記載又は記録された事項以外の事項については、決議することはできない。

(議長)

第6条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第7条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

2 議長は、評議員会の開催に際し、出席者数を確認しなければならない。

(議題の付議の宣言)

第8条 議長は、各議事に入るに当り、その議事を付議することを宣言する。

2 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第9条 議長は、議題付議の宣言後、必要と認めるときは、理事及び監事又は当該議題に係る議案の提案者に対しその議題又は当該議題に係る議案に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合、理事又は監事又は当該議題に係る議案の提案者は、議長の許可を得て、事務局職員等の補助者に報告又は説明をさせることができる。

2 評議員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事又は監事に対し説明を求めなければならない。ただし、当該事項が当該評議員会の目的である事項に関しないものである場合、又はその説明をすることにより協会その他の者の権利を侵害することとなる場合、その他正

当な理由がある場合と議長が認める場合はこの限りではない。

- 3 法人法第180条の規定により評議員から招集の請求があった場合、同法第184条の規定により提案があった場合、同法第185条の規定により議案の提出があった場合、又は第191条に係る議案の提出があった場合は、議長はその評議員に議題又は議案の説明を求めなければならない、また必要があるときは理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせなければならない。

(議題の審議)

第10条 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

- 2 発言の順序は、議長が決定する。
- 3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(議事進行動議)

第11条 評議員は、評議員会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

- 2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。
- 3 議長は、第1項の動議が、評議員会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用に当たるとき、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなきときは直ちに却下することができる。

(議長不信任動議)

第12条 議長不信任動議が提出されたときは、議長は速やかに採決しなければならない。

- 2 前項の動議が決議されたときは、事務局が仮議長となり、その評議員会の議長を出席評議員の中から選出する。
- 3 評議員会の議長が、その評議員会において出席評議員の中から選出されたときは、議長不信任動議を提出することができない。

(採 決)

第13条 議長は、議題について質疑及び討議が尽くされたと認めるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。

- 2 議長は、一括して審議した議題については一括して採決することができる。
- 3 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合は、原案に先立ち修正案の採決を行う。

- 4 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものと議長が認めるものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。
- 5 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。
- 6 議長は、採決に先立って、議題、議案及び自己の議決権行使に関するいかなる意見も述べることができない。その議決権は採決の結果を確認する直前のみ行使し、採決の結果に参入することができる。

(採決結果の宣言)

第14条 議長は、採決が終了した場合には、その結果並びにその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、書面をもって議事録を作成しなければならない。

- 2 議長は前項の議事録に記名押印しなければならない。
- 3 議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとする。
 - (1) 評議員会が開催された日時及び場所
 - (2) 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
 - (3) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
 - (4) 次に掲げる規定により評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - ア 法人法第74条第1項(監事の選任等についての意見陳述)
 - イ 法人法第102条(監事の評議員会に対する報告義務)
 - ウ 法人法第105条第3項(監事の監事報酬等についての意見陳述)
 - (5) 出席した評議員、理事及び監事の氏名
 - (6) 議長の氏名
 - (7) 議事録作成に係る職務を行った者の氏名

第4章 補 則

(改 廃)

第16条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。